

## 檜葉町における事後モニタリングの状況とフォローアップについての説明会 概要

開催日時：平成 26 年 10 月 4 日（土）午前 10 時 午後 2 時

10 月 5 日（日）午前 10 時 午後 2 時

10 月 6 日（月）午後 1 時 30 分

開催場所：檜葉町仮設校舎 仮設体育館、会津美里町宮里応急仮設住宅北集会所

出席者：環境省福島環境再生事務所 放射能汚染対策課 加藤課長 他

参加者：10 月 4 日(土)：121 名、10 月 5 日(日)：78 名、10 月 6 日(月)：15 名 合計 214 名

概要：環境省より、資料に基づいて説明いたしました。その際、

- ・原則、ある行政区から発生した除去土壌等や解体廃棄物は当該行政区内の仮置場に置く予定であるが、個々の仮置場毎に空き状況に差があるので、状況に応じ隣接行政区の仮置場に除去土壌等や解体廃棄物を搬入させて頂きたいこと
- ・家屋解体の後に解体した場所での建て替えのご予定がある方は、建て替え希望時期になるべく添うべく解体時期の調整をさせて頂きたいので、相談窓口には是非ご連絡を頂きたいこと

について併せてお願い致しました。その後、以下のような質疑が行われました。

Q1	除染の効果について資料に記載されている数値は自然減衰とウェザリングの数値も含まれているのか。	A1	自然減衰とウェザリングを含めた数値である。概ね 8 割から 9 割が除染の効果であり、1 割から 2 割が自然減衰とウェザリングでの効果である。
Q2	資料に記載されている平均値という表現をやめていただきたい。地区によっては線量の高い地区があるが、平均値で出されると高い箇所が判らなくなってしまう。最低値、最高値での表記にしてほしい。	A2	参考資料には、行政区毎に低減率をまとめた表を掲載した。また、ヒストグラムには最低値、最高値を含むすべての値が表示されている。より詳細な情報は各お宅に説明会開催後に準備が整い次第、10 月以降に事後モニタリング結果として個別に各地権者の皆様に結果のお知らせを行いたい。
Q3	フォローアップ除染の基準を示してほしい。	A3	お宅毎に状況が異なるため、一律の基準ではなく個別の状況に応じ対応していく。面的に線量の高いところから優先してフォローアップ除染を開始する。ご了承いただきたい。
Q4	基準値を設けずにどこを除染するのか。	A4	斜面の底部、雨だれなどの場所を考慮しており、それらの状況はお宅毎に異なるので、除染箇所は個別に調査させて頂いて実施箇所を決める予

			定。
Q5	山林除染が 20mとされているが今後範囲を広げることは検討していないのか。	A5	山林除染範囲は、10m程度の範囲で除染を行うと効果があると実証されているが、環境省は低減率を確認し 20mの範囲で実施している。20m以遠については、林野庁と環境省で実証事業を実施する予定。
Q6	家屋周りについてポイント的に高い箇所しか除染しないのか	A6	ご要望いただいた箇所については、現地確認のうえ、個別に対応させて頂く。
Q7	ガンマカメラ測定は実施するのか。	A7	町で実施している。その結果も参考にしてフォローアップ除染をさせて頂きたい。
Q8	線量低減は何処まで数値を下げるのか。それを帰町してからもやるのか、帰町するまでにやるのか。	A8	放射線リスクは低い方が良いので、避難指示解除の要件の1つである年間20mSvを下回っている場所についても、継続的にフォローアップ除染で更に低減を図る。長期的に個人の年間追加被ばく線量を1mSv以下にすることが放射線防護の目標である。
Q9	山林に傾斜がついていれば何度除染をしても高い所から放射性物質が流れ、除染の効果が維持されないのではないか。	A9	森林からの放射性物質の流出量はかなり小さいというデータがあるため、除染の効果は維持されると考えているが、個別に事後モニタリングなどで状況を確認させて頂く。
Q10	除染が実施されていない住宅などの除染は実施されないのか。	A10	除染未同意の住宅等については町と連携し、同意取得を進めており、同意がとれ次第、面的な除染を実施する。
Q11	屋根の除染についてトタン屋根やセメント瓦は除染しないのか。	A11	除染が困難な場所は線量確認後対応を検討させて頂く。
Q12	ガンマカメラについて、家屋周りしか測定していない。それでは数値が正確ではないのではないか。 室内モニタリング、室内除染について今後はどうなるのか。	A12	町の実施しているガンマカメラも参考とさせて頂きつつ、フォローアップ除染は事後モニタリングの結果も用いて検討する。 室内について、事後モニタリングの際にもご要望に応じて測定している。室内の放射線量は、屋外からの影響であるというデータが蓄積されているので、まずは屋外をフォローアップ除染させて頂く。なお、屋内の清掃は東京電力に実施させることが出来る。
Q13	家屋解体廃棄物の仮置きが何故今の段階で説明なのか。	A13	前原に家屋解体廃棄物の仮置場を整備中である。早期に解体を実施す

			るため、各行政区の仮置場に一時的に家屋解体廃棄物を置かせて頂きたい。前原の家屋解体廃棄物の仮置場は、整備が完了し次第搬入していきたい。
Q14	面的な除染は終わったとあるが、ピンポイントの線量を測定して面的に終わったというのはおかしいのではないか。1cmの線量がおちて1mの線量がほぼ変わらないのはやはり線量が落ちていないのではないか。	A14	事後モニタリングで面的な除染の効果を測定している。ただ、局所的に線量が再び高くなっているケースがありうるので、その後より詳細に調査をさせて頂き、必要なフォローアップ除染を行っていく予定。
Q15	災害廃棄物の再利用とあるが廃棄物の再利用には問題がないのか。	A15	災害廃棄物の減容化も重要な課題である。檜葉町内の多くの災害廃棄物の線量は低い。しっかりと安全性を確認したうえで再生利用をしていく。
Q16	除染の際にほだ木をもっていかなかったのはなぜか。	A16	除染ではフレコン又は大型土のうに入らないものは回収できないため廃棄物回収として対応させて頂く。
Q17	木を高压洗浄したところがあると聞いたがやらないのか。	A17	実証事業で試験的に実施したが、線量の低減効果が得られなかったため実施していない。
Q18	自宅に残された廃棄物はいつになったら持って行ってくれるのか。	A18	環境省で粗大ごみ回収を行っているので、個別に相談窓口等で詳しく状況を聞かせて頂きたい。
Q19	事後モニタリングの結果が来ていない	A19	事後モニタリングの結果について、10月から12月中旬で報告させて頂きたい。
Q20	木戸ダムに関して、底には1万 Bq/kgを超える放射性物質が沈んでいる。水質には問題ないのか。	A20	木戸ダム湖底を浚渫することは現時点では技術的に難しいため、今後復興庁が取扱いを検討する。供給される水道水の水質に関しては安全であると言い切れる。まず、セシウムは不溶性であり土の粒子に吸着しているため、濁度の低い水は安全。木戸ダムにおいて放射性物質は土に吸着して水深60m付近に沈んでおり、ダムから河川に放流する水への影響は少ない。また、ダムから放流されて8km下流で取水しているが、濁度が高い時(30度以上)には取水は行われず、浄水施設は最新鋭の機器を導入しており、濁度は厚生労働省の基準(濁度1度)の100分の1や1000分の1のオーダーで管理されている。過去に一度も水道

			水として放射性物質の濃度の検出限界値(基準値 10Bq/l の 10 分の 1) を超えたことはない。また、浄水場の水質については今後、復興庁で 1 時間毎の 24 時間放射線モニタリングを実施し、安全性の確認をする予定である。
Q21	家屋を解体する際、放射性物質が拡散するのではないかと？	A21	環境省で拡散防止対策をしっかりと行う。
Q22	家屋内の線量率が上がっている。	A22	現地確認のうえ、個別に屋内線量を引き上げる要因が屋外にないか確認させて頂き、必要に応じてフォローアップ除染で対応させて頂く。
Q23	屋内の排気設備交換費用について賠償されないが国が補償すべきではないか。生活環境についてストロンチウムがどの程度存在しているのか不明である。	A23	排気設備の改修費用について関係省庁に伝える。 ストロンチウムについて、政府で調査をしており、ご懸念のようなことはないと認識しているので、そのデータを基に後日報告させて頂く。
Q24	除染相談窓口は平日のみではなく土日でも開くべきではないかと？	A24	除染関連のコールセンターは土日関係なく運営している。また、現地等での立ち会いもご要望に応じて土日に行っている。
Q25	年間被ばく線量 20mSv で解除ということについて町は知っていたのか。目標は年間 1 mSv ではないのか。	A25	(※町の回答) 年間 20mSv という要件については承知している。町としては当初より、年間 1mSv を目標とした除染を要望している。
Q26	事後モニタリングの結果が届いていないのに説明会を開催したのでは順番が違うのではないかと？	A26	事後モニタリング結果送付が遅れていること、大変申し訳ない。説明会終了後、準備の出来たお宅から速やかにご報告させて頂く。
Q27	川の原状復帰についてどう考えているのか。草がぼうぼうで洪水が起こる可能性あり帰れない。	A27	まずは環境省は常時滞在する場所として生活圏の除染を実施する。ご心配頂いている河川の維持管理については所管の部署へ伝えさせて頂く。
Q28	フレコンの耐用年数について	A28	フレコンや大型土のうの耐用年数は雨ざらしの場合や太陽光が直接当たっている状態で概ね 3 年であるが、仮置場のフレコンや大型土のうは遮蔽土嚢やシートを被せる等の工夫を施し、雨や太陽光が直接当たらないようにしている。よって 3 年以上は十分に持つと判断している。場合によっては搬出の際に、詰め替えが必要な袋も出てくるかもしれないが、仮置場内で保管しているう

			ちは安全に管理可能と考えている。
Q29	原発事故が起きる前の檜葉町はどれくらいの線量だったのか。	A29	檜葉町の震災前の空間線量は 0.04～0.05 $\mu$ Sv/h 程度であったと認識している。
Q30	家屋解体に伴う環境省が行う家屋調査は以前に町が行った家屋調査とは違うものなのか。	A30	町で行った家屋調査は罹災証明書を発行するための調査である。環境省で行う家屋調査は、解体を進めるにあたり現地の状況を確認するための調査である。
Q31	家屋解体の申請は締め切ったのか。	A31	昨年の9月から始まり今年の3月で窓口は締め切らせて頂いているが、改めて相談窓口で連絡を頂ければ対応をしたい。
Q32	庭の雑草は、除染後もう刈ってはくれないのか。	A32	除染作業として再度草刈りを行うことはできない。だが宅地は東京電力で草刈りの支援を行っており、農地の方は営農再開支援事業にて対応可能と考えている。